

移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）又は移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を作成又は変更した場合、主務大臣、都道府県、関係する施設設置管理者及び公安委員会への送付が必要です。

国土交通大臣には次の方法によって提出くださいますようお願いいたします。なお、このほかに主務大臣として国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣^(※)への提出が必要です。ご留意ください。

(※) 令和 2 年 6 月 19 日以降に作成又は変更されたものが対象です。

1. 提出先

国土交通省総合政策局安心生活政策課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話番号 03-5253-8111（内線 25-506）

2. 提出部数

2 部及びデータ 1 式（データの送付先については、お問い合わせください。）

3. 主務大臣宛ての文書

主務大臣宛ての文書には、特に決まった様式はありませんが、下記ページにてご参考までに一例を示しております。

なお、問い合わせ先の記入をお願いします。

<主務大臣宛ての文書の例（別紙 1）>

<http://www.mlit.go.jp/common/001259534.pdf>

4. マスタープラン・基本構想の概要

マスタープラン・基本構想の送付にあたっては、下記ページをご参照いただき、概要を作成のうえ、あわせて提出をお願いします。

<基本構想・マスタープランの概要の様式（別紙 2）>

<http://www.mlit.go.jp/common/001259535.pdf>

5. マスタープラン・基本構想の変更の手続き

マスタープラン・基本構想を変更した場合は、原則として新規作成の場合と同様の

提出手続きが必要です。なお、提出に際しては、変更内容が分かる新旧対照表を、マスタープラン・基本構想の概要にも変更が生じる場合には、変更後のマスタープラン・基本構想の概要をあわせて提出してください。

6. 国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣への提出

国土交通大臣以外に主務大臣として提出が必要な国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣宛ての文書の提出先・提出部数は以下のとおりです。（様式は国土交通大臣宛ての文書と同様です。）

- ・ 警察庁交通局交通規制課 2部
〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
- ・ 総務省地域力創造グループ地域政策課 2部
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
- ・ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 データー式
提出先アドレス：sst@mext.go.jp

(主務大臣宛ての文書の例 (マスタープラン))

(番号)

(日付)

国土交通大臣 殿

〇〇市 (区町村) 長 〇〇 〇〇

〇〇市移動等円滑化促進方針の写しの送付について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2第7項に基づき、
〇〇市移動等円滑化促進方針の写しを送付いたします。

問い合わせ先

(住所)

(担当部署)

(担当者)

(電話番号)

(FAX 番号)

(メールアドレス)

(主務大臣宛ての文書の例 (基本構想))

(番号)

(日付)

国土交通大臣 殿

〇〇市 (区町村) 長 〇〇 〇〇

〇〇市移動等円滑化基本構想の写しの送付について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条第10項の規定により準用する同法第24条の2第7項に基づき、〇〇市移動等円滑化基本構想の写しを送付いたします。

問い合わせ先

(住所)

(担当部署)

(担当者)

(電話番号)

(FAX 番号)

(メールアドレス)

(マスタープランの概要の様式)

〇〇市（区町村）移動等円滑化促進方針の概要

1. 経緯

令和〇〇年〇月〇〇日作成

令和〇〇年〇月〇〇日公表

※住民提案による計画作成である場合、住民提案の日付、作成することの公表をした日付についても記載をお願いいたします。

令和〇〇年〇月〇日住民提案

令和〇〇年〇月〇日作成する旨の公表

2. 〇〇市（区町村）の概要

人口：〇〇人、世帯数：〇〇世帯、市（区町村）域の面積：〇〇 h a

高齢者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均〇〇. 〇％）

身体障害者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均 〇. 〇％）

知的障害者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均 〇. 〇％）

精神障害者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均 〇. 〇％）

3. 旅客施設及び移動等円滑化促進地区の概要

（1つのマスタープランに複数の地区が設定されている場合には、それぞれ記載してください。）

所在地：〇〇町〇丁目、〇〇通り

旅客施設（ある場合）：〇〇線〇〇駅（1日平均利用者数〇〇人）

移動等円滑化促進地区の面積：〇〇 h a

主な施設：市役所 健康福祉総合センター 社会福祉センター

移動等円滑化促進地区の選定理由：

4. 〇〇市移動等円滑化促進方針の特徴

（対外的にPRしたい、又は他の市町村が参考にできるような事項について記載してください。）

（記載例）

特に〇〇といった地域の特性に配慮し、・・・の点について重点的に取り組むこととしている。

5. 移動等円滑化の促進に関する取組の概要

（記載例）

① 移動等円滑化促進方針の目標年次：〇〇年から〇〇年まで（〇年間）

(マスタープランの概要の様式)

- ② 移動等円滑化の促進に関する基本的な方針：
- ③ 主な移動等円滑化の促進に関する事項：
 - ・ 障害者用トイレ（多機能トイレ）の設置推進
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設推進
 - ・ 段差解消の推進
 - ・ バリアフリー教室の開催
 - ・ まち歩き点検の実施によるバリアフリーマップ作成の促進

6. 法第 24 条の 6 に定める届出制度の対象の指定

(記載例)

- ・ 生活関連施設と定めた〇〇駅と△△駅との間の出入口
- ・ 生活関連施設と定めた〇〇バスターミナルと生活関連経路と定めた〇〇号線の間の出入口

7. 法第 24 条の 2 第 4 項に定めた施設設置管理者からの情報提供

(記載例)

- ・ バリアフリーマップには、施設毎に下記の事項について掲載するほか、経路情報も記載する。
 - ・ エレベーターの有無
 - ・ 障害者用トイレの有無
 - ・ 障害者用駐車施設の有無
 - ・ 入口の段差の有無
 - ・ 筆談具の有無
- ・ バリアフリーマップは冊子として市役所等で配布するとともに、HP にて公表する。

8. 法第 24 条の 4 に定める協議会の有無

有：〇〇〇〇協議会

無

9. 利用者の意見の反映

(記載例)

- ① 移動等円滑化促進方針作成協議会に以下の団体からメンバーが参画し、〇回にわたって協議会で議論を行った。
 - ・ 〇〇市老人の会
 - ・ 〇〇市視覚障害者の会
 - ・ 〇〇市聴覚障害者の会
 - ・ 〇〇市車いす使用者の会

(マスタープランの概要の様式)

- ・〇〇市知的障害者の会
 - ・〇〇市精神障害者の会
- ② 移動等円滑化促進方針作成協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施（5団体）。
- ・〇〇市子育ての会
 - ・〇〇市障害者連盟
 - ・〇〇市発達障害者の会
 - ・〇〇市鉄道利用者の会
 - ・〇〇市バスに乗る会
- ③ パブリックコメントを〇月〇日から〇月〇日まで行い、〇〇件の意見が寄せられた。
- ④ 反映された主な事項
- ・視覚障害者の〇〇という指摘を踏まえ、〇〇における視覚障害者誘導用ブロックの敷設を盛り込んだ。
 - ・主婦の方々の〇〇という意見を受け、トイレにおけるベビーチェアの設置を盛り込んだ。
 - ・知的障害者の会からの要望を踏まえ、〇〇における案内表示の見直しを盛り込んだ。
 - ・障害者連盟から、「心のバリアフリー」の強化についての声が寄せられ、児童・学生だけでなく、一般市民向けの普及啓発も盛り込んだ。

10. その他

(記載例)

- ① 策定過程において、障害者等の参加を得て、〇〇駅及びその周辺地区のバリアフリー度チェックを実施。
- ② 法第 24 条の 5 による提案の有無（有の場合その概要）
- ③ 法第 41 条による協定の有無（有の場合その概要）

〇〇市（区町村）移動等円滑化基本構想の概要

1. 経緯

令和〇〇年〇月〇〇日作成

令和〇〇年〇月〇〇日公表

※住民提案による計画作成である場合、住民提案の日付、作成することの公表をした日付についても記載をお願いいたします。

令和〇〇年〇月〇日住民提案

令和〇〇年〇月〇日作成する旨の公表

2. 〇〇市（区町村）の概要

人口：〇〇人、世帯数：〇〇世帯、市（区町村）域の面積：〇〇h a

高齢者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均〇〇. 〇％）

身体障害者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均 〇. 〇％）

知的障害者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均 〇. 〇％）

精神障害者数：〇〇人（〇〇％）（全国平均 〇. 〇％）

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

（1つの基本構想に複数の地区が設定されている場合には、それぞれ記載してください。）

所在地：〇〇町〇丁目、〇〇通り

旅客施設（ある場合）：〇〇線〇〇駅（1日平均利用者数〇〇人）

移動等円滑化促進地区の面積：〇〇h a

主な施設：市役所 健康福祉総合センター 社会福祉センター

重点整備地区の選定理由：

4. 〇〇市移動等円滑化基本構想の特徴

（対外的にPRしたい、又は他の市町村が参考にできるような事項について記載してください。）

（記載例）

特に〇〇といった地域の特性に配慮し、・・・の点について重点的に取り組むこととしている。

5. 事業の概要

（記載例）

① 基本構想の目標年次：〇〇年から〇〇年まで（〇年間）

② 公共交通特定事業

(基本構想の概要の様式)

- ・ 駅を橋上化するとともに、改札口とホームを結ぶエレベーター（○人乗り○基）、エスカレーター（○基）を設置
 - ・ 障害者用トイレ（多機能トイレ）を設置
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ③ 道路特定事業
- ・ 西口と東口を結ぶ自由通路を設け、エレベーター、エスカレーターを設置
 - ・ 歩道について、十分な幅員の確保、段差やこう配の改善による歩行空間ネットワークの形成
- ④ 路外駐車場特定事業
- ・ ○○駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設を設置、当該駐車施設が車いす使用者用である旨の表示
 - ・ 出入口から車いす使用者用駐車施設までの段差解消
- ⑤ 都市公園特定事業
- ・ ○○公園の出入口または駐車場と○○○○（主要な公園施設）との間を構成する園路について、十分な幅員の確保、段差解消、こう配の改善
 - ・ ○○公園の休憩所への屋根の設置、車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保
 - ・ ○○公園の障害者用トイレ（多機能トイレ）の設置
- ⑥ 建築物特定事業
- ・ ○○ビルの出入口について、十分な幅員の確保、自動扉の設置
 - ・ ○○ビルの階段について、踊り場を除く両側への手すりの設置、踏面端部とその周辺部分の明度差の確保
 - ・ ○○ビルの傾斜路について、その前後の廊下等との明度差を確保
- ⑦ 交通安全特定事業
- ・ 重点整備地区の主要交差点に音響信号機、高齢者等感応信号機を設置、○○における違法駐車行為の取締強化
- ⑧ 教育啓発特定事業
- ・ トイレ利用マナーキャンペーン
 - ・ パーキング・パーミット制度の普及
 - ・ バリアフリー教室（高齢者、障害者等の疑似・サポート体験）
 - ・ 「心のバリアフリー」シンポジウム
 - ・ まち歩きを通じたバリアフリーマップの作成体験
 - ・ 公共交通事業者向け接遇研修
- ⑧ その他の事業
- ・ 駅前商店街の移動等円滑化（当該商店街の活性化方策と一体的に実施）
 - ・ ○○駅（特定旅客施設以外の旅客施設）の移動等円滑化
 - ・ 駅前広場の移動等円滑化
 - ・ 地下街の移動等円滑化

(基本構想の概要の様式)

6. 法第 25 条第 7 項に定められている関係する機関との協議

- ① 公共交通特定事業：協議相手機関（公共交通事業者等）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）
- ② 道路特定事業：協議相手機関（道路管理者）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）
- ③ 路外駐車場特定事業：協議相手機関（路外駐車場管理者等）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）
- ④ 都市公園特定事業：協議相手機関（公園管理者等）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）
- ⑤ 建築物特定事業：協議相手機関（建築主等）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）
- ⑥ 交通安全特定事業：協議相手機関（都道府県公安委員会）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）
- ⑦ 教育啓発特定事業：協議相手機関（施設設置管理者）、協議成立年月日（8.において「有」の場合：8.の協議会による協議成立年月日）

7. 法第 25 条第 10 項の規定により準用する第 24 条の 2 第 4 項に定めた施設設置管理者からの情報提供

（記載例）

・バリアフリーマップには、施設毎に下記の事項について掲載するほか、経路情報も記載する。

- ・エレベーターの有無
- ・障害者用トイレの有無
- ・障害者用駐車施設の有無
- ・入口の段差の有無
- ・筆談具の有無

・バリアフリーマップは冊子として市役所等で配布するとともに、HP にて公表する。

8. 法第 26 条に定める協議会の有無

有：○○○○協議会

無

9. 利用者の意見の反映

（記載例）

- ① 基本構想作成協議会に以下の団体からメンバーが参画し、○回にわたって協議会で議論を行った。

(基本構想の概要の様式)

- ・〇〇市老人の会
 - ・〇〇市視覚障害者の会
 - ・〇〇市聴覚障害者の会
 - ・〇〇市車いす使用者の会
 - ・〇〇市知的障害者の会
 - ・〇〇市精神障害者の会
- ② 基本構想作成協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施（5団体）。
- ・〇〇市子育ての会
 - ・〇〇市障害者連盟
 - ・〇〇市発達障害者の会
 - ・〇〇市鉄道利用者の会
 - ・〇〇市バスに乗る会
- ③ パブリックコメントを〇月〇日から〇月〇日まで行い、〇〇件の意見が寄せられた。
- ④ 反映された主な事項
- ・当初、〇〇の理由からエレベーターの設置が困難とされていたところ、車椅子利用者の強い要望を踏まえ、関係者間で〇〇について調整した結果、エレベーターを導入することで合意された。
 - ・視覚障害者の〇〇という指摘を踏まえ、〇〇における視覚障害者誘導用ブロックの敷設を盛り込んだ。
 - ・主婦の方々の〇〇という意見を受け、トイレにおけるベビーチェアの設置を盛り込んだ。
 - ・知的障害者の会からの要望を踏まえ、〇〇における案内表示の見直しを盛り込んだ。
 - ・障害者連盟から、「心のバリアフリー」の強化についての声が寄せられ、児童・学生だけでなく、一般市民向けの普及啓発も盛り込んだ。

10. その他

(記載例)

- ① 策定にあたっては、交通事業者から特定事業に関する事項について基本構想の案の提出を受け、これについて議論した。
- ② 策定過程において、障害者等の参加を得て、〇〇駅及びその周辺地区のバリアフリー度チェックを実施。
- ③ 教育啓発特定事業を位置づけるに当たっては、関係する学校と〇回程度事前に協議を行った。
- ④ 法第 27 条による提案の有無（有の場合その概要）
- ⑤ 法第 41 条による協定の有無（有の場合その概要）